

第4 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

(実施機関：スポーツ市民局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、令和3年6月に取りまとめられた報告書を踏まえ、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」及び「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱としつつ、車両の安全対策を推進する。

安全基準の拡充・強化については、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、日本が副議長を担い議論を主導している国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。

(2) 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

先進安全自動車(ASV)について、車両の開発・普及の促進を一層進めるとともに、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

事業内容

<令和7年度計画>

産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車(ASV)推進プロジェクト」の第7期ASV推進計画では、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、令和3年度から令和7年度の5年間で、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であっても、システムが安全操作を行う安全技術のあり方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組んでおり、最終年度の令和7年度は、検討の結果を取りまとめる。

(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要

高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等車両安全対策を推進する。

<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 高齢者向けのリーフレットへ掲載し、安全運転サポート車の周知を図る。 [県警察本部] 2 安全運転サポート車、後付けの急発進等抑制装置（いわゆる「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」）、サポートカー限定免許制度について、あらゆる機会を活用して、関係機関・団体などと連携した普及啓発を図る。 [県防災安全局] 3 高齢者交通安全広報事業 高齢者等の交通事故防止を図るため、著名人を起用し、ショッピングモール・コンビニエンスストアの広告媒体、医療施設モニター等を活用した広報及び啓発イベントを開催することにより、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。 また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者とその家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。</p>
-------------	---

2 自動運転車の安全対策・活用の推進

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局)

(1) 自動運転の社会実装

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局)

<p>事業概要</p>	<p>具体的なビジネスモデルを想定し、社会実装を技術面、運用面の両面から検証する実証実験を実施するとともに、社会的受容性の醸成を図る。</p>
<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画> [県経済産業局] 名古屋市内の都心において自動運転車両の運行を行い、都心での自動運転技術を用いたモビリティサービスの実現を目指す。</p>

(2) 自動運転車に係る安全基準の策定

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)

<p>事業概要</p>	<p>自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能について基準策定を進める。</p>
-------------	---

(3) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)

<p>事業概要</p>	<p>交通事故削減や高齢者等の移動手段の確保などに資する自動運転について、安全を確保した形での普及・拡大に向け、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体の取組みを補助事業者により支援を行う。</p>
-------------	--

(4) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進する。
事業内容	<令和7年度計画> [中部運輸局] ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。
(5) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	令和6年10月に自動車検査に導入されたOBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）について、適確に運用する。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度等を適切に運用していく。
事業内容	[県警察本部] 特定自動運行の許可制度の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な助言・指導を行うほか、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。
(6) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転車の事故の原因を究明するための調査分析及び再発防止に向けた提言を行うことを目的として令和2年度に設置された「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。
3 自動車アセスメント情報の提供等 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。
事業内容	<令和7年度計画> 自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。

	<p>引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。</p> <p>さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV 技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。</p>
<p>4 自動車の検査及び点検整備の充実 (実施機関：中部運輸局)</p>	
<p>(1) 自動車の検査の充実 (実施機関：中部運輸局)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入されたOBD検査（自動車に掲載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。</p> <p>また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。</p>
<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画></p> <p>1 道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県内に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p> <p>また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。</p> <p>2 民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p>
<p>(2) 型式指定制度の充実 (実施機関：中部運輸局)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>車両の構造に起因する交通事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。</p>

<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画></p> <p>自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図る。</p> <p>また、複数の自動車メーカー等で判明した型式指定申請に係る不正事案に対する再発防止を行い、更なる安全・安心の確保を図るため、令和6年12月の検討会とりまとめを踏まえ、実効性のある措置を講じていく。</p>
<p>(3) 自動車点検整備の充実 (実施機関：中部運輸局)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、保守管理の指導を行うとともに、車両不具合による事故の原因究明に努め、点検整備方法に関する情報提供等を行う。</p>
<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画></p> <p>1 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に県内に展開する。また、街頭啓発活動として高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。</p> <p>また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>特に、大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。</p> <p>なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>2 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上</p> <p>点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。</p> <p>3 自動車の新技術への対応等整備技術の向上</p> <p>自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の</p>

	<p>現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。</p>
<p>5 リコール制度の充実・強化 (実施機関：中部運輸局)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施等のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。</p>
<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画></p> <p>1 自動車不具合情報ホットラインを積極的にPRするとともに、自動車ユーザー等から安全上重大な不具合について報告を義務付けるなど、情報収集体制の強化を図る。</p> <p>不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。</p> <p>また、自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールに繋がるような不具合情報の収集を積極的に行う。</p> <p>2 収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。</p>
<p>6 自転車の安全性の確保 (実施機関：スポーツ市民局、県警察本部、県防災安全局)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>自転車の安全な利用を確保するため、自転車事故による被害者救済のための損害賠償責任保険等への加入の更なる促進を図るとともに、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進に努めることにより、薄暮の時間帯から夜間における自転車の視認性の向上を図る。</p>
<p>事業内容</p>	<p><令和7年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正内容を周知するとともに、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図るため、交通安全教育を充実するほか、自転車利用者のヘルメット着用を促進、自転車損害賠償保険等への加入義務についての啓発などを行う。</p>

	<p>2 5月と11月の自転車安全利用促進強調月間等を通じて、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、各種広報・啓発活動を展開する。自転車安全利用講習会や街頭キャンペーン、自転車教室などを通じて、自転車利用五則の徹底、乗車用ヘルメットの普及促進及び自転車事故に備えた保険への加入促進を図る。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>3 自転車販売店等の自転車関連事業者と連携し、自転車の販売、修理等の機会を捉えた自転車利用者に対する自転車の交通法令等の周知を図り、交通ルールの遵守意識を醸成する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>4 毎月20日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び5月の「自転車・二輪車安全利用月間」等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。</p> <p>5 自転車安全利用促進事業</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、鉄道の中吊り広告やYouTubeバンパー広告等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、デザイン性を重視した教材を制作・配布する。</p>
--	--